

国土交通省	空港周辺整備機構
-------	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 民家防音事業、移転補償事業、再開発整備事業、緑地造成事業（いわゆる空港周辺環境対策）	事業規模の縮減	23年度以降実施	周辺環境対策の進捗よく、コスト縮減等を通じて、事業規模の縮減を図る。 関西国際空港と大阪国際空港の経営統合に伴う周辺環境対策事業の実施主体の移管の検討結果等を踏まえ、適切な政府出資の規模を検討する。	2a	周辺環境対策の進捗よく等を通じて、事業規模の縮減を図り、平成23年度予算において事業費を前年度比14.9%減の55億円に、平成24年度予算においては「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」（平成23年法律第54号。以下「関空・伊丹経営統合法」という。）に基づき7月1日に大阪国際空港事業本部を廃止したことに伴い、事業費を前年度比47.5%減の29億円とした。 政府出資については、関空・伊丹経営統合法に基づき、機構に対する政府出資金のうち大阪国際空港の業務に係る部分として平成24年7月1日に7.5億円を減少した。（政府出資金 10.5億円 → 3億円）
	大阪国際空港事業本部の業務移管	23年度以降実施	大阪国際空港の周辺環境対策については、関西国際空港と大阪国際空港の経営統合に併せて新会社に移管する方向で検討し、速やかに結論を得る。	1a	関空・伊丹経営統合法に基づき、大阪国際空港の周辺環境対策を新関西国際空港株式会社に承継した。
	福岡空港事業本部の業務については今後検討	23年度以降実施	福岡空港の周辺環境対策については、国管理空港の民営化等も含めた運営の在り方についての検討結果を受けて、福岡空港の運営全体の在り方の検討を行う中で、実施主体の検討を行う。	3	「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）において、今後、国管理空港に係る空港運営の民間委託等を進める中で、福岡空港につき民間委託等を行うこととなる際に、本法人が行う福岡空港の周辺環境対策も、その適正な実施を確保しつつ、新たな空港運営主体に移管する方向で検討することとされている。 国管理空港運営の民間委託を行う仕組み等の導入については、第180回通常国会に「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案」（提出閣法第54号）を提出中。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
02 業務運営の効率化等	組織・人員の縮減等	22年度以降実施	周辺環境対策の進捗よくとともに、組織・人員の縮減等運営の効率化を進める。	2a	周辺環境対策の進捗よくに合わせ、平成23年4月に、大阪国際空港事業本部において、用地補償課と緑地造成課を緑地整備課として統合し、定員3名を削減した。 平成24年度において関空・伊丹経営統合法に基づき大阪国際空港事業本部を廃止したこと等により、役職員数は、平成22年度の70名から32名に縮減した。